

江東区立中学校等外国人講師派遣事業委託事業者選定基準

令和元年10月28日

1 目的

この選定基準は、江東区立中学校等外国人講師派遣事業委託公募型プロポーザル実施要領に基づき、江東区立中学校等外国人講師派遣事業の委託先候補者を選定するために必要な事項を定めることを目的とする。

2 基本的事項

江東区立中学校等外国人講師派遣事業を受託する事業者は、公立学校における外国人講師派遣業務に相当の実績があり、児童・生徒に生きた英語の力を習得させるために学習指導要領に即した質の高い英語科授業を行うカリキュラム及び外国人講師(以下「講師」という。)を有し、本区の「英語スタンダード」の趣旨を踏まえた指導を行える企業でなければならない。

また、受託する企業は、優れた講師を安定的に雇用し、十分な研修を受けた講師を安定して学校に派遣するとともに、経営状態が堅調な企業でなければならない。

3 事業者選定基準

- (1) 講師派遣事業において、安定した事業運営ができること。
- (2) 公立学校における英語教育を十分に理解し、派遣する講師に必要な資質及び能力についての考え方が明確であること。
- (3) 講師派遣事業における高い実績があり、安定的に講師を派遣するとともに、講師の服務等の管理が徹底されていること。
- (4) 講師は英語教授資格を有し、十分な英語教授経験を有するとともに、安定的に雇用されていること。
- (5) 学校との連絡を円滑に行うため、業務責任者を適切に配置できること。
- (6) 法令を遵守し、適正な請負業務を行うことができること。